

別紙 管理番号 99「届出様式等における性別記載欄の削除」二次回答

【市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書】

ふるさと納税に係る申告特例関連の2様式については、性別欄の削除について、令和4年度税制改正において対応することを検討している。

【国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）、介護保険負担限度額認定申請書、介護保険負担限度額認定証再交付申請書】

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）において、国民健康保険特定疾病療養受療証及び国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証（以下「受療証等」という。）は保険医療機関等の窓口において被保険者証に添えて提出しなければならないこととされており、被保険者の性別については、被保険者証の記載内容をもって確認することができる。

また、受療証等を提示した者が国民健康保険の被保険者であることの確認は、性別欄以外の受療証等の被保険者記号・番号、氏名、生年月日を被保険者証と照合することで可能である。

以上を踏まえ、受療証等の性別欄については削除することとし、省令改正等の必要な作業を進めて参りたい。（介護保険関係の認定証等についても同様。）

【小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書】

令和3年7月にとりまとめられた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」（厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会（合同開催））において、「医療費助成の申請書類等への「性別」の記載については、廃止する」ことが適当であるとされたところである。これを踏まえ、省令・通知改正等の必要な作業を進める予定である。

【年金手帳再交付申請書】

令和3年6月30日に国民年金法施行規則を改正し、令和4年4月1日以降の基礎年金番号通知書に係る再交付申請においては「性別」の記載を要しないことといたしました（令和4年4月1日施行）。

【経営所得安定対策等交付金交付申請書】

経営所得安定対策等交付金交付申請書においては、電話による本人確認の機会もあり、その際の申請者の本人確認事項の一つとして性別記載欄を活用しているところであるが、令和4年度から性別記載欄は削除する。

【農業者年金農業者老齢年金裁定請求書、新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書】

〈旧農業者年金〉

新農業者年金は、男女の平均余命に応じて年金給付を行っているところであるが、その平均余命は、厚生労働省が策定する完全生命表を旧農業者年金を含む農業者年金の受給権者（男女別）の死亡年齢データにより補正して農業者の平均余命を策定しているところであり、旧農業者年金における裁定請求書の性別記載欄は必要である。

なお、第1次回答のとおり、性的マイノリティの方の人権に配慮する観点から、性別欄において男女の選択肢をなくすなどを検討してまいりたい。

〈新農業者年金〉

新農業者年金において、加入申込み後に性別の取扱いの変更に係る家庭裁判所への審判の申し立てによって、戸籍上の性別が変更される場合も想定され、裁定請求時の性別を確認する必要があるため、裁定請求書の性別記載欄は必要である。

【借地権申告書、権利変動届出書】

土地区画整理法施行規則に基づく借地権申告書及び権利変動届出書においては、土地区画整理審議会の委員の選挙人名簿の作成にあたり、借地権者の性別を把握する趣旨から性別欄を設けているところであるが、ご提案を踏まえ、借地権申告書及び権利変動届出書から性別記載欄は削除する方向で検討してまいりたい。